

6月1日から7日は第56回水道週間です

「おいしいな

だいじなお水 ごくごく

日本の水道は、今やほとんどの国民が利用できるまでに普及しており、健康で文化的な国民生活や様々な社会経済活動を支える必要不可欠な生活基盤施設となっています。

6月1日から7日は厚生労働省外が主唱する「水道週間」です。私たちの生活で欠くことのできない水道、その大切さを再確認するため毎年行われている水道週間も今年で56回目をむかえ、「おいしいな だいじなお水 ごくごく」をスローガンに実施されます。

◎安全な水道水をご家庭へ

日本の水道水は安心して飲むことができます。これ

は、国が定めた厳しい基準をクリアした水道水が各家庭に届けられているからです。私たち神崎町の水道水



も安心して飲むことができます。

◎水道を利用するときは

新しく水道を引き込む工事の場合や、宅内の水道工事は、法律（水道法）により神崎町の指定給水装置工事事業者が行うことになっています。水道工事に関しては、指定給水装置工事業者へご相談下さい。

また、宅内の漏水修理やメーター器の移動についても、同様に指定工事業者にご相談下さい。

新規に水道の申込をされる場合や、メーターの口径を大きくされる場合などは、

給水申込負担金が必要になります。

（神崎町の水質データ、指定給水装置工事事業者、給水申込負担金等については、水道事業のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。）

◎水道料金の計算は検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に、神崎町が水道料金等事務を委託している第一環境（株）の職員が行っています。

検針時に「水道料金等のお知らせ」をポスト等に投函いたしますので、使用量や、ご請求予定金額の確認にご利用ください。

また、使用量が非常に多い場合や、漏水と思われる時には、検針員がお客様にご連絡をするようにしております。

◎料金の支払方法

・口座振替によるお支払い
・納入通知書によるお支払い

※お問い合わせ 第一環境
(株) TEL 72-4545

◎浄水場移転復旧事業について

東日本大震災により被害を受けた神宿浄水場を古原浄水場隣地へ移転する工事を実施しています。平成26年度末の完成予定です。

◎夏季期間(7/1～9/30)の節水について

現在の水道水は、古原浄水場からの地下水だけで給水しております。浄水場の移転復旧事業が完成するまでの間、水の需要の多い夏季期間（7/1～9/30）は節水にご協力をお願いします。

①シャワー、蛇口はこまめに止めましょう。
②お風呂の残り湯の有効利用を図りましょう。

③雨水を植栽などへの散水として利用しましょう。
※お問い合わせ まちづくり課 水道事業 TEL 72-3322